		主索又は鎖及び調速機ロープの端部における取付け止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(六)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
(七)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に掲げるもの以外のものに限る。）	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	検出装置を作動させ確認する。	令第百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(八)	プランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(九)	プランジャーストッパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
(十)	シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十一)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。	令第百十二条第十五項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。

(十二)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
(十三)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第百二十九条の十第三項第一号の規定に適合しないこと。
(十四)	地震時等管制運転装置（特殊告示第一第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第三の規定に適合しないこと。
		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
(十五)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
(十六)	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。）	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあっては、その設定を確認する。	特殊告示第一第三号ロの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
(十七)	制御盤扉（かごと干渉しないものを除く。）	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあってはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあってはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあっては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあっては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
三　かご室				
(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。